

カスハラ・求職者等 セクハラ防止対策セミナー

2026年10月施行、**すべての企業が対象**のハラスメント防止措置義務化に、実務担当者がいま押さえておくべきポイントを解説します。

近年、顧客等からの迷惑行為（カスタマーハラスメント）や、求職活動中の方に対するセクシュアルハラスメントが社会問題となっています。これを受け、今秋（2026年10月）より企業規模を問わずすべての企業に防止対策措置が義務化されます。法改正へ適切に対応し、従業員・求職者の皆様を守る環境整備として、ぜひご活用ください。当日は同一労働同一賃金ガイドラインの改正など、その他の重要トピックもあわせて解説いたします。

日 時	2026年8月7日（金）13:00～14:00
形 式	オンライン開催（ZOOMウェビナー）
登壇者	特定社会保険労務士 洞澤 研
参加費用	無料
対 象	顧問先企業 ご担当者様
そ の 他	当日ご都合がつかない方には、後日アーカイブ配信もご案内可能です

◆ プログラム内容

- 01 2026年法改正（カスハラ・就活セクハラ）の概要
- 02 ハラスメント対策のポイント（実務で使える資料をお見せしながら解説）
- 03 同一労働同一賃金ガイドライン：労働条件明示事項の改正について
- 04 労働局の調査対応事例（過去の実際の調査対応資料を交えて解説）
- 05 対応まとめ（就業規則・労働条件通知書の見直しポイント、その他法改正対応）
- 06 当事務所の法改正対応サービスのご案内

お申込み方法

下記QRコードまたはURLよりお申込みフォームへアクセスのうえ、必要事項をご入力ください。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_0aBmoFDtR1S1zNz4sFDn1A#/registration

スマホでかんたんお申込み

